

新潟県知事 様

新潟県後期高齢者医療広域連合長

年度後期高齢者医療給付費県費負担金交付申請書

このことについて、新潟県補助金等交付規則第 3 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 年度後期高齢者医療給付費県費負担金所要額調書(別紙 1)
- (2) 年度後期高齢者医療給付費支出予定額算出明細書(別紙 2)
- (3) 年度歳入歳出予算(見込)書抄本

別紙 1

年度後期高齢者医療給付費県費負担金所要額調書

新潟県後期高齢者医療広域連合

(単位：円)

	支出予定額 (A)	収入見込額 (B)	県費負担金基本額 (A) - (B) (C)	県費負担所要額 (D)
県費負担割合 1 / 12				

- (注) 1 A欄には、交付要綱の3(1)にいう特定費用以外の費用の額及び特定流行初期医療確保拠出金以外の額に係る支出予定額を記入すること。
2 B欄には、交付要綱の3(1)にいう損害賠償金等に係る収入見込額を記入すること。
3 D欄には、C欄の額に県費負担割合(1/12)を乗じて得た額を記入すること。(1円未満切捨)

年度後期高齢者医療給付費支出予定額算出明細書

新潟県後期高齢者医療広域連合

1 支出予定額

支出予定額	算出明細
	【A療養の給付等に要する費用の額】 ① 療養給付費 円 ② 療養費 円 ③ 訪問看護療養費 円 ④ 特別療養費 円 ⑤ 移送費 円 ⑥ 高額療養費 円 ⑦ 高額介護合算療養費 円 <div style="text-align: right;">合計額</div>
	【B特定費用の額】 <div style="text-align: right;">円</div>
	【C流行初期医療確保拠出金の額】 <div style="text-align: right;">円</div>
	【D特定流行初期医療確保拠出金の額】 $D = C \times B / A =$ 円
	【E支出予定額】 $E = (A - B) + (C - D) =$ 円

2 被保険者数等

	被保険者(見込)数	一人当たり給付費
75歳以上	人	/
65歳以上75歳未満		/
合 計		円

- (注) 1 被保険者(見込)数は、支出予定額算出の基礎となった見込数を記入すること。
 2 一人当たり給付費は、支出予定額を被保険者(見込)数で除して得た額を記入すること。

年度 歳入歳出予算(見込)書 抄本

(歳入)

款	項	目	節	予算額	左のうち当該事業分	備考
				円	円	
合 計						

(歳出)

款	項	目	節	予算額	左のうち当該事業分	備考
				円	円	
合 計						

この抄本は原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

印

新潟県知事 様

新潟県後期高齢者医療広域連合長

年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金交付申請書

このことについて、新潟県補助金等交付規則第3条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金所要額調書(別紙)
- (2) 年度歳入歳出予算(見込)書抄本

年度 歳入歳出予算(見込)書 抄本

(歳入)

款	項	目	節	予算額	左のうち当該事業分	備考
				円	円	
合 計						

(歳出)

款	項	目	節	予算額	左のうち当該事業分	備考
				円	円	
合 計						

この抄本は原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

印

年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金所要額調書

新潟県後期高齢者医療広域連合

(単位：円)

支出予定額（交付要綱 3 (2) ①に定める額の合計額）		A	
高額医療費県費負担対象超過額		B	
収入見込額（交付要綱 3 (2) ②の合計額）		C	
県費負担基本額（交付要綱 3 (2) ③の額） （交付要綱 3 (2) ①の額から②の額を控除した額が 1 件 85 万円を超えるもののうち当該を超える部分の合計額）		D	
県 費 負 担 所 要 額	療養の給付等に要した費用の額 （交付要綱 3 (2) ⑥の額）	E	
	負担対象額（交付要綱 3 (2) ⑦）	F	
	$1 / 12 \times F \div E$ （交付要綱 3 (2) ④） ※ 1	G	
	後期高齢者負担率（交付要綱 3 (2) ⑤） ※ 1	H	
	G + H	I	
	D × I ※ 2	J	
	J × 1 / 4 ※ 2	K	

Aについては、高額医療費県費負担金の対象となる医療に係る費用の額を記入すること。

Bの額については、交付要綱 3 (2) ①の額のうち、85万円を超える額の合計額を記入すること。

※ 1 小数点以下第 11 位未満は四捨五入すること。

2 1円未満は切り捨てること。

文 書 番 号
年 月 日

新潟県知事 様

新潟県後期高齢者医療広域連合長

年度後期高齢者医療給付費県費負担金変更交付申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった標記負担金について、下記のとおり変更したいので、後期高齢者医療給付費県費負担金交付要綱第 6 の規定により申請します。

記

1	今回追加交付(一部取消)申請額	金	円
〔	内訳 県費負担金既交付決定額	金	円
	変更後県費負担金所要額	金	円
〕			

2 変更を必要とする理由

3 年後期高齢者医療給付費県費負担金変更所要額調書(別紙 1)

4 年度後期高齢者医療給付費支出予定額算出明細書(別紙 2)

5 年度歳入歳出予算(見込)書抄本

年度後期高齢者医療給付費県費負担金変更所要額調書

新潟県後期高齢者医療広域連合

(単位：円)

	支出予定額又は 対象経費の実支 出額 (A)	収入見込額 (B)	差引額 (A) - (B) (C)	県費負担基本額 (D)	県費負担所要額 (E)	既交付決定額 (F)	差引後追加交付 (一部取消) 申請額 (G)
県費負担割合 1 / 12							

- (注) 1 A欄には、交付要綱の3(1)にいう特定費用以外の費用の額及び特定流行初期医療確保拠出金以外の額に係る支出予定額を記入すること。
 2 B欄には、交付要綱の3(1)にいう損害賠償金等に係る収入見込額を記入すること。
 3 E欄には、D欄の額に県費負担割合(1/12)を乗じて得た額を記入すること。(1円未満切捨)

年度後期高齢者医療給付費支出予定額算出明細書

新潟県後期高齢者医療広域連合

1 支出予定額

支出予定額	算出明細
	【A療養の給付等に要する費用の額】 ① 療養給付費 円 ② 療養費 円 ③ 訪問看護療養費 円 ④ 特別療養費 円 ⑤ 移送費 円 ⑥ 高額療養費 円 ⑦ 高額介護合算療養費 円 <div style="text-align: right;">合計額</div>
	【B特定費用の額】 円
	【C流行初期医療確保拠出金の額】 円
	【D特定流行初期医療確保拠出金の額】 $D = C \times B \ / \ A =$ 円
	【E支出予定額】 $E = (A - B) + (C - D) =$ 円

2 被保険者数等

	被保険者(見込)数	一人当たり給付費
75歳以上	人	/
65歳以上75歳未満		/
合 計		円

- (注) 1 被保険者(見込)数は、支出予定額算出の基礎となった見込数を記入すること。
 2 一人当たり給付費は、支出予定額を被保険者(見込)数で除して得た額を記入すること。

年度 歳入歳出予算(見込)書 抄本

(歳入)

款	項	目	節	予算額	左のうち当該事業分	備考
				円	円	
合 計						

(歳出)

款	項	目	節	予算額	左のうち当該事業分	備考
				円	円	
合 計						

この抄本は原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

印

文 書 番 号
年 月 日

新潟県知事 様

新潟県後期高齢者医療広域連合長

年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金変更交付申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった標記負担金について、
下記のとおり変更したいので、後期高齢者医療高額医療費県費負担金交付要綱第
6の規定により申請します。

記

1	今回追加交付(一部取消)申請額	金	円
〔	内訳 県費負担金既交付決定額	金	円
	変更後県費負担金所要額	金	円
〕			

2 変更を必要とする理由

3 年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金所要額調書 (別紙)

4 年度歳入歳出予算(見込)書抄本

年度 歳入歳出予算(見込)書 抄本

(歳入)

款	項	目	節	予算額	左のうち当該事業分	備考
				円	円	
合 計						

(歳出)

款	項	目	節	予算額	左のうち当該事業分	備考
				円	円	
合 計						

この抄本は原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

印

年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金変更所要額調書

新潟県後期高齢者医療広域連合

(単位：円)

支出予定額（交付要綱 3 (2) ①に定める額の合計額）		A	
高額医療費県費負担対象超過額		B	
収入見込額（交付要綱 3 (2) ②の合計額）		C	
県費負担基本額（交付要綱 3 (2) ③の額） （交付要綱 3 (2) ①の額から②の額を控除した額が 1 件 85 万円を超えるもののうち当該を超える部分の合計額）		D	
県 費 負 担 所 要 額	療養の給付等に要した費用の額 （交付要綱 3 (2) ⑥の額）	E	
	負担対象額（交付要綱 3 (2) ⑦）	F	
	$1 / 12 \times F \div E$ （交付要綱 3 (2) ④） ※ 1	G	
	後期高齢者負担率（交付要綱 3 (2) ⑤） ※ 1	H	
	G + H	I	
	D × I ※ 2	J	
	$J \times 1 / 4$ ※ 2	K	
当初交付決定額		L	
今回追加交付申請額 ※ 3		M	

Aについては、高額医療費県費負担金の対象となる医療に係る費用の額を記入すること。

Bの額については、交付要綱 3 (2) ①の額のうち、85万円を超える額の合計額を記入すること。

※ 1 小数点以下第 11 位未満は四捨五入すること。

2 1 円未満は切り捨てること。

3 Mの欄にはKの額からLの額を差し引いた額を記載すること。

文 書 番 号
年 月 日

新潟県知事 様

新潟県後期高齢者医療広域連合長

年度後期高齢者医療給付費負担金県費負担金事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた標記について、新潟県補助金等交付規則第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 精算額 金 円
- 2 年度後期高齢者医療給付費県費負担金精算書(別紙)
- 3 年度歳入歳出決算(見込)書抄本

別紙

年度後期高齢者医療給付費県費負担金精算書

新潟県後期高齢者医療広域連合

(単位：円)

	支出額 (A)	収入額 (B)	県費負担 基本額 (A-B) (C)	県費負担 所要額 (D)	県費負担金 交付決定額 (E)	県費負担 金受入額 (F)	県費負担金 受入未済額 (G)	県費負担金過不足額 (F-D)		県費負担金 精算(見込)額 (J)
								超過額 (H)	不足額 (I)	
県費負担割合 1 / 12	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 A欄については、支出額を記入すること。
 2 B欄の額については、以下の「損害賠償金等の状況」の合計欄の額と一致するものであること。
 3 D欄には、C欄の額に県費負担割合(1/12)を乗じて得た額を記入すること。(1円未満切捨)

○ 損害賠償金等の状況

区分	損害賠償金	徴収金	返還金及び加算金	延滞金	その他	計	備考
収入額	円	円	円	円	円	円	

- (注) 「損害賠償金」欄には、法第58条第1項の規定による損害賠償金を、「徴収金」欄には、法第59条第1項の規定による徴収金を、「返還金及び加算金」欄には、法第59条第3項の規定による返還金及び加算金を、「延滞金」欄には、法第113条において地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とされた法第59条第1項の規定による徴収金に係る延滞金を、「その他」欄には、この事業の実施に伴う収入をそれぞれ記載すること。

年度歳入歳出決算（見込）書抄本

(歳入)

款	項	目	節	決 算 額	左のうち当該事業分	備 考
				円	円	
計						

(歳出)

款	項	目	節	決 算 額	左のうち当該事業分	備 考
				円	円	
計						

この抄本は原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

印

別紙 1

年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金精算書

新潟県後期高齢者医療広域連合

(単位：円)

支出額 (療養に係る費用) (A)	高額医療費 県費負担 対象超過額 (B)	収入額 (C)	県費負担 基本額 (B)-(C)=(D)	県費負担 所要額 (E)	県費負担 所要額 (過年度調整分) (F)	県費負担 所要額 (過年度調整後) (E)-(F)=(G)	県費負担金 交付決定額 (H)	県費負担 金受入額 (I)	県費負担金 受入未済額 (H-I) (J)
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

県費負担金過不足額 (I-G)		県費負担金 精算(見込)額 (M)
超過額 (K)	不足額 (L)	
円	円	円

- (注)
- 1 A欄については、高額医療費負担金の対象となる療養に係る費用の額を記入すること。
 - 2 B欄の高額医療費県費負担対象超過額とは、交付要綱3(2)①の額のうち、85万円を超える額の合計額。
 - 3 C欄の額については、B欄に記入した額に係る収入とし、以下の「収入の状況」の合計欄の額と一致すること(現年度の支出分)。
 - 4 E欄には、D欄の額に「県費負担所要額算出のための率」のv欄を乗じて得た額に1/4を乗じて得た額を記入すること。(1円未満は切り捨てること)
 - 5 F欄には、過年度の支出に対する収納を当該年度において調定した場合に、対象となる過年度の精算書により差額を算出し記入すること。

○ 収入の状況(現年度支出分)

区 分	損害賠償金	徴収金	返還金及び加算金	延滞金	その他	計	備考
収入額	円	円	円	円	円	円	

(注) 「損害賠償金」欄には、法第58条第1項の規定による損害賠償金を、「徴収金」欄には、法第59条第1項の規定による徴収金を、「返還金及び加算金」欄には、法第59条第3項の規定による返還金及び加算金を、「延滞金」欄には、法第113条において地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3に規定する法律で定める歳入とされた法第59条第1項の規定による徴収金に係る延滞金を、「その他」欄には、この事業の実施に伴う収入をそれぞれ記載すること。

○ 県費負担所要額算出のための率

交付要綱3(2)⑥の額 i	交付要綱3(2)⑦の額 ii	交付要綱3(2)④ 1/12×ii/i iii	交付要綱3(2)⑤ 後期高齢者負担率 iv	iii+iv v
円	円			

- (注)
- 1 iの欄は、当該年度における一般及び現役並の療養給付費から収入を控除した額とすること。
 - 2 iiの欄は、別紙様式3-1別紙の県費負担基本額とすること。(現役並以外の療養給付費)
 - 3 iiiとvの欄は、小数点以下第11位未満は四捨五入すること。

別紙 2

年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金精算書（過年度調整分）

新潟県後期高齢者医療広域連合

(単位：円)

年度	支出額 (療養に係る費用) (A)	高額医療費県費 負担対象超過額 (B)	収入額 (C)	県費負担 基本額 (過年度分調定後) (B) - (C) = (D)	県費負担 所要額 (過年度分調定後) (D) × V × 1/4 (E)	県費負担金 精算額 (過年度分調定前) (F)	県費負担所要額 (過年度調整分) (F) - (E) = (G)

※過年度分の支出額から調定した収入を控除後、令和7年度までは80万円、令和8年度からは85万円を超えない場合には、高額医療費県費負担金の対象とならないので、(A)欄、(B)欄及び(C)欄に計上していた対象額から除いてください。

※(F)欄については、過年度の確定の額を記載すること。

※行が足りない場合は、適宜行を追加すること。

○ 県費負担所要額算出のための率

○収入の調定額を控除した結果対象外となった額の合計額 (単位：円)

年度	交付要綱 3(2)⑥の額 i 円	交付要綱 3(2)⑦の額 ii 円	交付要綱 3(2)④ 1/12 × ii / i iii	交付要綱 3(2)⑤ 後期高齢者負担率 iv	iii + iv v

(A)から控除 した合計額	(B)から控除 した合計額	(C)から控除 した合計額

(単位：円)

県費負担金 精算額 (過年度分調定前) (F)欄の合計	県費負担所要額 (過年度分調定後) (E)欄の合計	県費負担所要額 (過年度調整分) 合計額 (F)欄合計 - (E)欄合計

※(F)欄合計 - (E)欄合計の額を別紙1の県費負担所要額（過年度調整分）(F)欄に計上すること。

文 書 番 号
年 月 日

新潟県知事 様

新潟県後期高齢者医療広域連合長

年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた標記について、新潟県補助金等交付規則第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 精算額 金 円
- 2 年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金精算書(別紙1)
- 3 年度後期高齢者医療高額医療費県費負担金精算書(過年度調整分)
(別紙2)
- 4 年度歳入歳出決算(見込)書抄本

年度歳入歳出決算（見込）書抄本

(歳入)

款	項	目	節	決 算 額	左のうち当該事業分	備 考
				円	円	
計						

(歳出)

款	項	目	節	決 算 額	左のうち当該事業分	備 考
				円	円	
計						

この抄本は原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

印